

NEWS INDEX



日 刊 (但土曜 日曜 祝日休刊)
定価1ヵ月4,115円 (送料+税込み)

発 行 所

保険毎日新聞社

東京都千代田区岩本町1丁目4番7号
〒101-0032

電 話 03(3865)1401(代表)
振 替 00140-6-70860

© 保険毎日新聞社

ハウスガード

賃貸住宅入居者向け保険に新特約

引越期間中の新旧住宅の事故を補償

大東建託グループの少額短期保険ハウスガードは、11月に賃貸住宅入居者向けの保険を改定し、「借用住宅の変更に関する特約」を新設し

大東建託グループの少額短期保険ハウスガードは、11月に賃貸住宅入居者向けの保険を改定し、「借用住宅の変更に関する特約」を新設し

被保険者が保険期間の途中で他の借用住宅に転居するに際し、借用住宅の変更を引受保険会社ハウスガードに通知し、同社の承認を受けた場合、変更前の借用住宅の賃貸借契約

が変更後の借用住宅の賃貸借契約と重複する期間に限り、30日間を限度として変更前の借用住宅において生じた事故に対しても保険金を支払う。

従来転居に際しては、従前の保険契約を解約し、新たに保険契約を締結することが多く、その場合は既存の「転居期間に関する特約」を適用すること

で、引越期間中に転居前の借用住宅で生じた事故に対しても保険金を支払うことができた。転居時の保険契約の取り扱いについては、解約し新たに契約を締結する方式と従前の保険契約上の借用住宅を変更する方式の二つがあるが、特に大東建託グループが管理す

る賃貸住宅では、顧客が変更手続きを希望するケースが増えてきており、また、引越しを2日間以上にわたる行うケースも少なくなるところから、新設した「借用住宅の変更に関する特約」により引越し期間中(30日間限度)の変更前の借用住宅に係る事故も補償の対象とすることで、顧客のニーズに応えることができるようにした。対象となるのは、賃貸住宅入居者向け総合保険「リバップガード」と賃貸住宅入居者あんしん総合保険「新リバップガード」。

11月15日以降に発生した事故については、既契約者も同特約が自動適用される。